

協議事項 4. 令和 9 年度地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の認定申請について

令和 8 年 6 月 4 日

（名称）飛騨市公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

飛騨市においては、東海旅客鉄道高山本線と、濃飛乗合自動車（以下、濃飛バス）のバス路線のほか、飛騨市運行バスにより地域公共交通が担保されている。平成 27 年 3 月に飛騨市地域公共交通網形成計画（以下、網計画）を策定し、市内全域からの高校通学や通院・買物移動を可能にすることを目的とした再編方針を定め、市運行バスの抜本的な再編を行うとともに、運賃を旧町村内と旧町村間の 2 段階のみとするなどの見直しを、地域公共交通再編事業を活用して行った。結果として、市内高校へのバス通学利便性が大幅に向上し、入学者が大幅に増加するなどの成果が得られた。

網形成計画の後継計画として、令和 3 年 3 月に飛騨市地域公共交通計画を策定した。それまでの路線網では非効率な部分や、地域住民のニーズに合わない部分が散見されたことから、通学や通院・買物移動のサービス水準は担保しつつ、市内エリア毎に最適な路線網を形成することに取り組んできた。その結果、神岡循環線等地域内フィーダー系統に位置付けられる路線は年々利用者数を伸ばしており、利用の少ない路線は、代替交通に移行する等、利便性を損なわないかたちで合理化を進めることができた。

しかしながら、こうして改善してきた路線も、運転手不足や運行経費高騰の影響を受けて、運行継続が困難な状況が出てきている。そこで、これまでの市民生活の基本となる通学、通院、買物の移動を保障するという目標に、地域公共交通そのものの持続可能性を高めるという目標を加えて、第 2 次飛騨市地域公共交通計画を令和 8 年 3 月に策定した。新しい計画に基づき、地域内フィーダー系統に位置付けられる路線については、国庫補助の支援を受けながら、運行の継続とさらなる利用促進に努めたい。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

第 2 次飛騨市地域公共交通計画では、「ゾーン別の利用者数」の維持を目標に掲げており、令和 7 年度（令和 6 年 10 月～令和 7 年 9 月）の実績値×人口比を基準値としている。また、「市営バス事業費の改善」として、人口 1 人当りおよび 1 乗車当りの事業費の抑制を目標とし、令和 6 年度（会計年度）の実績値×人口比を基準値と定めている。

■ゾーン別利用者数（令和 7 年度実績）

市全域：33,046 人

神岡地域：23,443 人

・神岡循環線 11,761 人（50.16%）

・神原線 2,334 人（9.95%）

・吉田線 6,012 人（25.64%）

※（ ）は利用者数の占める割合

■市営バス事業費の改善（令和 6 年度実績）

人口 1 人当り	213, 123 千円/21, 500 人=9, 912 円
1 乗車当り	145, 430 千円/33, 278 人=4, 370 円
・ 神岡循環線	10, 169 千円/11, 525 人=882 円
・ 神原線	14, 263 千円/2, 351 人=6, 066 円
・ 吉田線	21, 509 千円/5, 670 人=3, 793 円

(第 2 次飛騨市地域公共交通計画 35～36 頁 参照)

(2) 事業の効果

フィーダー系統を運行することで、飛騨市内の公共交通空白地が解消され、地域公共交通計画が目標として定めている、日常生活に必要な移動手段が確保される。

幹線バス路線のバス停に接続することにより、市中心部や高山市方面へのアクセスが向上し、高校通学が可能となるとともに、高齢者の外出が促進され、買い物等により地域経済の活性化に寄与することも期待される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

整備した地域公共交通をより多く利用してもらうために以下の取組を実施する。

<地域公共交通を利用していない地域住民に対する利用促進>

地域公共交通を知ってもらう機会を創出するため、市民と協働し、地域住民を対象としたイベント（セミナー、住民懇談会等）の実施。また、運転免許証返納者等の潜在的な利用者の発掘に努め、利用促進を行う。（飛騨市・地域住民）

<地域公共交通を利用している地域住民に対する利用促進>

地域公共交通への愛着醸成や定期的・積極的な利用につなげるため、病院・商業施設・温泉等と連携し公共交通利用時の付加サービス導入を実施する。（飛騨市・事業者）

<通学利用の促進>

高校生の地域公共交通利用を促進するため、市内高校の一日体験入学の時期において、地域公共交通を使った通学方法の案内や無料乗車券を配布する。（飛騨市）

<来訪者に対する地域公共交通情報の提供>

初めて飛騨市に来訪される方でも利用しやすい環境を整備するため、市HPや観光向けチラシを整備し、来訪者目線でのわかりやすい情報発信を行う。（飛騨市）

(第 2 次飛騨市地域公共交通計画 37、42～43 頁 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業によって運行の維持を図る対象路線について、その運行に係る経費総額 45, 942 千円（見込み）のうち、飛騨市は運行収入、国庫補助金及び県補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担する。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

毎月運行事業者から提出される運行データにより利用者数、運行経費、運行”入”を集計し、目標達成状況を評価する。

<その他目標に関する分析として以下の取組を実施> ・ 乗り込み調査等による利用状況把握 ・ 地区要望集約（イベントや自治会を通じて各地区の要望を集約） ・ 運行委託事業者との協議 （第2次飛騨市地域公共交通計画 46 頁 参照）	
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要	【地域間幹線系統のみ】
該当なし	
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧	【地域間幹線系統のみ】
該当なし	
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項	【地域間幹線系統のみ】
該当なし	
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要	【地域内フィーダー系統のみ】
表5及び別紙資料（路線図・時刻表）を添付	
11. 車両の取得に係る目的・必要性	【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし	
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果	【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（1）事業の目標	
神岡循環線の利用者数の維持	11,761人以上
神岡循環線の1乗車当りの経費抑制	882円以下
（2）事業の効果	
神岡循環線は、神岡町市街地を中心に循環運行し、主に通院・買物の移動手段を担っている。また、濃飛バス神岡営業所では幹線系統と接続し、公共交通網を構築する上で、重要な役割を担っている。一方で、本市や運行事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。	
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額	【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし	

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】		
該当なし		
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】		
該当なし		
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】		
(1) 事業の目標		
該当なし		
(2) 事業の効果		
該当なし		
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】		
該当なし		
18. 協議会の開催状況と主な議論		
期日	会議名	事業内容
令和7年 6月11日	令和7年度 第1回	会議の結果、下記の協議事項について合意が得られた。 ・ 令和6年度飛騨市公共交通会議会計決算案について ・ 令和7年度監査員の指名について ・ 令和7年度飛騨市公共交通会議会計予算案及び事業計画案について ・ 神岡猪谷線の見直しについて ・ 令和8年度地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の認定申請について ・ 飛騨市地域公共交通計画の一部改正について
令和7年 8月25日	令和7年度 第2回	会議の結果、下記の協議事項について合意が得られた。 ・ ひだまる路線の見直しについて 1－1. 神岡北部乗合タクシー 1－2. 神岡猪谷線 1－3. 畦畑線 ・ 次期飛騨市地域公共交通計画について
令和7年 12月25日	令和7年度 第3回	会議の結果、下記の協議事項について合意が得られた。 ・ 令和7年度地域公共交通確保維持改善事業の報告及び評価について ・ 第2次飛騨市地域公共交通計画について

令和 8 年 3 月	書面	書面決議の結果、下記の協議事項について合意が得られた。 ・令和 8 年度 地域公共交通確保維持事業にかかる地域公共交通計画認定申請書及び第 2 次飛騨市地域公共交通計画について
令和 8 年 3 月 19 日	令和 7 年度 第 4 回	会議の結果、下記の協議事項について合意が得られた。 ・ 031 稲越線の運行時間の一部改正について ・ 011 山之村線の運行時間の一部改正について
令和 8 年 6 月 4 日	令和 8 年度 第 1 回	会議の結果、下記の協議事項について合意が得られた。 ・ 令和 7 年度飛騨市公共交通会議会計決算案について ・ 令和 8 年度 監査員の指名について ・ 令和 8 年度 飛騨市公共交通会議会計予算案及び事業計画案について ・ 令和 9 年度地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の認定申請について

19. 利用者等の意見の反映状況

この生活交通確保維持改善計画は、第 2 次飛騨市地域公共交通計画に基づいた計画であり、同計画については、市民の移動実態調査等の結果・考察を反映している。また、地域住民へのアンケート調査、利用者への聞き取り調査などを行い、路線・運行計画に反映している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）岐阜県飛騨市古川町本町 2 番 2 2 号

（所 属）飛騨市役所 総務部総務課行政係

（氏 名）稲越 崇文

（電 話）0577-73-7461

（e-mail）soumu@city.hida.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。